

# Q20

貯金保険機構とはどのようなことを行う組織なのですか。

## Ans.

① 貯金保険機構は、昭和48年9月、貯金保険制度の運用主体として、政府、日本銀行、農林中央金庫、信農連、信漁連等の出資により設立されました（現在の資本金は3億円）。

その後の法改正、とりわけ平成8年以降の数次にわたる改正により、その業務内容及び組織は大幅に拡充されてきています。

② 貯金保険機構の業務は、①貯金者保護等のセーフティーネットとして、貯金保険制度の運用、とりわけ貯金保険の保険料徴収・農水産業協同組合の破綻処理に伴う資金援助及び保険金支払等と農水産業協同組合検査の業務、②管理人等としての破綻農水産業協同組合の管理・その財産の処分等の業務の2分野に大別することができます。

この2つの業務の具体的な内容は次のとおりです。

- イ. 破綻農水産業協同組合の合併・信用事業譲渡等に対する資金援助業務
- ロ. 保険金等の支払業務
- ハ. 貯金等債権の買取業務
- ニ. 管理人（管理人代理）業務
- ホ. 金融危機対応に係る業務
- ヘ. 破綻農水産業協同組合に対する資金の貸付業務
- ト. 農水産業協同組合への立入検査業務
- チ. ㈱整理回収機構、系統債権管理回収機構㈱の行う回収に対する指導・助言業務
- リ. 破綻農水産業協同組合の倒産処理手続（破産・民事再生）における貯金者の代理業務

③ 貯金保険機構は、これらの業務を着実に遂行するため、協定債権回収会社である㈱整理回収機構、系統債権管理回収機構㈱（Q91及びQ92を参照してください）などと連携しつつ、日常の業務を行っています。

I 貯金等の保護の  
範囲の概要

II 貯金保険制度の  
あつまり

III 貯金者データ等  
の整備

IV 破綻時の付保  
貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の  
支払対象とならない  
貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への  
対応

VIII 不良債権の回収  
と責任追及